

業務仕様書

1. 業務名称

東横堀川にぎわい創出に向けた地先利用に関する調査業務委託

2. 目的

本業務は、護岸と建物の間の河川空間を実験的にオープンテラス等に活用する取組み（以下、「地先利用」という。）が周辺に広がるよう、沿川住民や店舗、ビルオーナーなどへ実験の概要などを情報発信するとともに、将来のめざす姿（将来的に護岸改修された場合も含め）を提示しながら、地先利用に対するニーズをヒアリングにより把握し取りまとめることを目的とする。

3. 調査位置図（大阪市中央区）



4. 基本方針

受託事業者は、以下の方針と将来像を理解のうえ、調査業務を実施するものとする。

(1) 基本方針

1) 世界に誇る「水と光のシンボル空間」の実現

大阪城から大阪湾までをつなぐ「東西軸」と都心部をコの字に流れる「水の回廊」を中心に、船が行き交い、人々が水辺で集い憩う、他都市に類を見ない水都大阪の修景づくりを進め、光のプログラムと連携し、世界に誇る「水と光のシンボル空間」を実現することを目指すもの。

2) 多彩な民の参画とビジネス創出・活性化

「水」と「光」を活かした都市魅力の創造の好循環の実現に向けて、公民の役割分担と強い連携のもと、企業やクリエイティブな人材等の多彩な民の参画を促し、まちの魅力を高めるビジネスの創出・活性化やまちづくり活動の促進を図るもの。

(2) 将来像（案）

次に掲げる将来像（案）を実現することにより、水辺における魅力の向上及びにぎわいの創出を図る。

- 1) 地先利用の社会実験が沿川に広がり、恒常的な取組みとなるような機運が醸成される。
- 2) 沿川住民や店舗等による地域協議会が設立され、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、河川空間へオープンテラス等を設けることにより、人々が集い憩う空間が創出される。
- 3) 沿川での水辺の活用を契機とし、河川管理者による護岸改修がされ、親水性のある空間が創出される。
- 4) 上記2)、3)と連動し河川沿いの景観が向上し、舟運ルートとしての魅力が創出されることにより、東横堀川を航行する船舶が増加し舟運が活性化される。

5. 具体的な業務内容

(1) 1－3の基本方針及び将来像の実現のため、地先利用に関するニーズをヒアリング調査により把握し、社会実験実施及び将来の規制緩和に必要な基礎資料を作成する。

- 1) 取組み内容や制度及び必要な手続き、将来像を説明する資料の作成
(例：現状の取組みと橋間毎の将来イメージ図など)
- 2) 沿川住民や店舗、ビルオーナー等への地先利用の情報提供、参画意欲や意見の把握
調査位置図に示す範囲について、上記1)で作成した資料にて説明し、地先利用への参画意欲の有無や取組み自体への意見などを把握すること。
また、参画意欲のある対象が参加する意見交換会を最低1回開催すること。
 - a. 参画意欲のある対象には具体的な利用方法や時期
 - b. 参画意欲のない対象にはその理由
 - c. 東横堀川の現状や近隣でのにぎわい創出に対する意見
- 3) ヒアリング調査のとりまとめ
調査結果を基に参画意欲の有無や利用希望内容を地図へプロット化するとともに、一覧にまとめること。
- 4) 規制緩和に向けた資料の作成
ヒアリング調査結果を基に、将来、河川敷地占用許可準則に定める「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける際に、実現可能なスキーム（区域設定、河川占用者など）を作成すること。
- 5) 上記1)～4)で実施した内容をまとめ、報告書を作成すること。

(2) 留意点

上記(1)1)、4)については、発注者とともに河川管理者の見解を確認した上で作成すること。

6. 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

7. 成果品

“業務内容”に示す内容についてとりまとめのうえ、必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。

成果品としてパイプ式ファイル（2部）及び電子ファイル（CD-R）を1部納めること。

また、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。電子媒体には、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」、「パターンファイル名」及び「チェック年月日」を明記するものとする。

8. 契約等に関する事項

契約後、事業者の責めに帰すべき事由により業務が実施されない場合は、契約を解除するとともに、運営事業者は契約書に定める違約金を支払うこと。

9. その他

（1）守秘義務等について

- 1) 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- 2) 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

（2）個人情報の取り扱いについて

- 1) 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実に破棄を行うこと。
- 2) 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、コンソーシアムに情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- 3) 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報はコンソーシアムに帰属するものとし、コンソーシアムの指示に従い提供を行うこと。

（3）著作物の譲渡等について

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

（4）その他留意事項について

本業務仕様書に定める以外に疑義がある場合は、双方、協議して定めるものとする。